

令和8年度学校施設開放事業の定期利用制度について

1. 定期利用

- ・週1～2回程度の定期的な利用について、一般利用(都度利用)の団体より1カ月前に優先的に施設を予約することができます。
- ・定期利用を希望する場合は、申請期間内に定期利用申請を行います。対象年度に利用する開放枠が決定されれば、定められた期間中に、施設の利用申請を行います。
開放枠が決定していても利用申請をしなければ利用確定となりませんのでご注意ください。
- ・利用する開放枠は1団体につき、以下の回数・時間を上限とします。

体育館	運動場
①毎週2回分以内:1回あたり2.5時間以内	③毎週2回分以内:1回あたり3時間以内
②毎週平日1回分:2.5時間以内	④毎週平日1回分:3時間以内
土日1回分:4時間以内	土日1回分:4時間以内

※①～④のうち、いずれか一つを選択すること。

※体育館1回分と運動場1回分の組み合わせも可。ただし、休日2回分の組み合わせは不可。

2. 定期利用登録期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

※申請期間を過ぎての登録、開放枠の変更はできません。

3. 定期利用申請手続きの流れ

- ①定期利用団体申請書・団体登録申請書の提出 令和8年1月9日(金)〆切
- ②開放枠調整期間 令和8年1月中旬～下旬頃
- ③郷育推進課より定期利用決定通知発送 令和8年1月末頃
- ④定期利用予約開始(令和8年4月利用分) 令和8年2月10日～20日

※開放枠の希望が重なった場合は、団体同士で調整を行っていただく場合があります。

※定期利用団の申請と併せて、団体登録の手続きも行います。団体登録については、

「6. 団体登録について」を確認ください。

4. 利用できる学校体育施設

	平日	土日祝日・長期休業日	開放施設
小学校(市内7校)	17:00～21:30	9:00～21:30	体育館・運動場
中学校(市内3校)	19:30～21:30	19:30～21:30	体育館

5. 利用申請の方法

優先利用申請期間…利用日の属する月の 2 カ月前の 10 日から 20 日まで。

※上記期間に予約ができなかった場合は、一般利用の申請期間と同じ、利用日の属する月の 1 カ月前の 1 日から先着順となります。また、定期利用の開放枠を超えて予約する場合も、一般利用としての予約となります。

(例)令和 8 年 6 月利用分

定期利用…令和 8 年 4 月 10 日～20 日が申請期間

一般利用…令和 8 年 5 月 1 日～利用日の 3 営業日前までが申請期間

6. 団体登録について

学校施設の開放に関する団体登録の有効期間は令和 8 年 3 月 31 日までとなっております。つきましては、令和 8 年 4 月以降も学校施設の使用を希望する場合は、下記書類の提出をお願いします。

なお、学校開放に関わる全ての連絡(通知文、決定通知等)は、連絡者に通知しますので、代表者が連絡者を兼ねる場合は、必ず、連絡者欄にも代表者氏名等をご記入ください。

また、年度途中での代表者、連絡者の変更がある場合は、その都度、申請書の提出を必ずお願いします。電話による変更は一切認めません。

提出書類 ①開放施設利用団体登録申請書

②団体員名簿(自治会、保育園等は不要)

※任意の様式も可(氏名、住所、年齢必須)

③学校施設開放に係る誓約書

・提出締切 令和 8 年 4 月以降の最初の利用日の 3 営業日前まで

※団体登録の審査がありますので、余裕をもって提出してください。

・留意事項 ①団体登録の代表者や連絡者が変更となる場合でも、現在登録されている公共施設予約システムの ID を引き継いでください。
②なお公共施設予約システムの利用者情報は福津市シルバーパートナーセンターで変更します。

7. 提出・問い合わせ先

福津市郷育推進課スポーツ文化振興係

TEL:0940-62-5079/FAX:0940-43-9004

Mail:goiku@city.fukutsu.lg.jp